

「明石市漁港管理条例等の一部改正」について みなさまのご意見を募集します

林崎漁港における漁船以外のプレジャーボートの係留の禁止区域や利用料金の設定等、漁港利用の適正化を図るため、明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部を改正する予定です。皆様のご意見を募集します。

1.募集案件

明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部改正に関すること
(※詳細は資料を参照してください。)

2.募集期間

2023年(令和5年)12月19日(火)から2024年(令和6年)1月19日(金)まで ※必着

3.資料の閲覧場所

(1) ホームページでの閲覧

以下より資料をダウンロードしてご覧ください。

明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部改正の概要について

(2) 窓口での閲覧

以下の場所で資料を閲覧することができます。

市民生活局産業振興室農水産課 (本庁5階) 平日:8時55分~17時40分

行政情報センター (市役所本庁舎1階) 平日:8時55分~17時40分

あかし総合窓口 (パピオスあかし6階) 平日:9時から20時、土日祝日(第3日曜日、
年末年始12/29~1/3除く):9時~17時15分

各市民センター (大久保・魚住・二見) 平日:8時55分~17時15分

4.意見を提出できる方

明石市に在住、在勤、在学の方

5.意見の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

意見提出の様式は自由ですが、明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部改正に関することに関する意見をお寄せください。

意見は、「住所」、「氏名」、「連絡先」、「明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部改正」についての意見であることを明記の上、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

以下の参考様式もご使用ください。

意見提出様式(ワード:33KB)

意見提出様式（PDF：375KB）

(2) 提出先

◆電子メールの場合

nousui@city.akashi.lg.jp ※メールの件名を「明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部改正に対する意見」としてください。

◆持参の場合

明石市役所 5階 農水産課窓口 （執務時間 平日の 8 時 55 分～17 時 40 分）

◆郵送の場合

〒673-8686 明石市中崎 1 - 5 - 1 明石市農水産課水産係 行 （※2024 年 1 月 19 日必着）

◆ファクシミリの場合

FAX 番号 078-918-5126 明石市農水産課 宛 ※件名を「明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部改正に対する意見」としてください。